

農林水産省 令和2年度輸出環境整備推進委託事業

(食品規格等調査) 調査報告書

台湾

食品添加物

1. 食品添加物の定義/概要	1
2. 食品添加物の概要/添加物リスト	2

本報告書は、農林水産省の委託を受け、アルゴリンクス株式会社が調査を行い、取りまとめたものである。アルゴリンクス株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。これは、たとえ、アルゴリンクス株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合も同様とします。

なお、食品、添加物等に関する国際的な基準及び許認可は頻繁に変更されており、信頼できるとされる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。したがって、実際の利用に当たっては、対象国の最新の情報をご確認ください。

食品添加物を含む加工食品は、台湾食品薬物管理署(TFDA)が規定する厳格な許容レベルと使用許諾要件の対象になる。食品添加物の規格、範囲、適用及び使用基準に関する基準(Standards for Specification, Scope, Application and Limitation of Food Additives)は、800種類を超える食品添加物の基準及び規制を網羅している。許可リストに記載されていない添加物は、台湾では食品への使用が禁止されている。

台湾食品薬物管理署(TFDA)、製造業者又は指定された代表者からの正式な申請書を受け取った場合にのみ、食品添加物の範囲、適用及び制限に関する基準に新しい食品添加物を追加することを検討する。台湾食品薬物管理署(TFDA)への申請には、以下が必要である:

- 1) 動物の安全性試験データ;
- 2) 提案された食品成分の国際的な受容性;
- 3) 対象の食品成分が製品の製造に必要であることを述べた評価報告書;
- 4) 分析方法の説明;
- 5) 製品仕様。

申請後、台湾食品薬物管理署(TFDA)はこれらの食品添加物の容認性を評価し、4~6ヶ月以内に正式な決定を下す。

表示には、甘味料、保存料、酸化防止剤のそれぞれの機能を示す必要がある。食品添加物を組み合わせる場合には、個々の材料の名称を記載する必要がある。香料成分が製品に添加又は使用されている場合、「香料 (flavoring)」又は「香料 (flavor)」と記す。天然香料は、「天然香料 (natural flavoring)」又は「天然香料 (natural flavor)」と表示する。

1. 食品添加物の定義/概要

台湾における食品添加物について、以下に定義/概要をまとめて示した。

項目	定義/概要	参照
関連法規	食品安全衛生管理法 (最終改正:2019年6月12日) 食品安全衛生管理法 施行規則 (最終改正:2017年7月13日) 食品添加物の規格、範囲、適用及び使用基準に関する基準 (Standards for Specification, Scope, Application and Limitation of Food Additives) (最終改正:衛生福利部 MOHW 2019年11月7日付け告示)	
食品添加物	「食品添加物」とは、色彩付け、調味付け、保存、漂白、乳化、香味付け、品質の安定化、発酵促進、増粘、栄養価促進、酸化防止、その他必要なことを目的として、食品に添加又は接触がある単独の物質又は物質の組み合わせを意味するものとする。食品添加物の組み合わせの内容は、中央の所轄官庁により許可される食品添加物に限定されるものとする。単独の食品添加物には、中央の所轄官庁による許可番号が付与されるものとする。	食品安全衛生管理法、第3条3項に「食品添加物」を定義している。 (最終改正:2019年6月12日)
香料	本用語の特定の定義は存在しない。参照規則である食品添加物の規格、範囲、適用及び使用基準に関する基準の付表1の類別10「香料(Flavoring Agents)」を、使用可能な香料化学物質の規制を目的として用いる。本リストは77種類の指定化学物質及び13種類の化学物質分類からなる。飲料における14種類の天然汚染物質の許容上限値も収載されている	
加工助剤	「加工助剤」とは、装置又は器具を含まず、原料、食品又はその成分	加工助剤衛生基準

	<p>の加工に意図的に使用される食品成分としてそれ自体が消費されない物質又は材料として定義され、処理若しくは加工過程において技術的な目的を達成すべく、原料、食品又はその原材料を加工する際に意図的に使用するものをいう。</p> <p>7つの溶媒は、加工助剤使用における一般的な原則に基づいて申請または管理されるときに追加される他の物質または物質とともに付表1(範囲、適用及び制限を含む)に現在リストされている。</p>	MOHW 食品第1051300445号、2016年2月17日付け告示
キャリーオーバー	食品添加物が食品に直接添加されない場合、及び完成品に合法とされた原材料の使用からキャリーオーバーされない場合において、完成品に技術的または機能的な効果をもたらす必要量よりも顕著に少ないレベルであれば、食品添加物の表示は必要としない。	食品安全衛生管理法 施行規則、第9条(最終改正:2017年7月13日)

2. 食品添加物の概要／添加物リスト

以下に、添加物リスト等をまとめて示した。

項目	概要	参照
指定添加物リスト	<p>食品添加物は、参照規則である食品添加物の規格、範囲、適用及び使用基準に関する基準の付表1「指定食品添加物(Designated food additives)」として記載されている。本表に記載されていない食品添加物は使用してはならない</p> <p>本リストは、意図された機能による17の類別からなり、13種類の香料化学物質区分を含む計800種類を超える物質が記載され、また、酵素製品も1つの項目として記載されている</p> <p>各指定食品添加物は、製品の登録申請が必要であり、中央所轄官庁から許可証を獲得する。登録事項に何らかの変更がある場合、中央所轄官庁による事前許可を得る必要がある</p> <p>2015年以降、現行の規格を更新しながら、食品分類システムを使用した改訂版の作成が進められている。食品分類システムには、Codex又はECに類似した17の類別がある。食品添加物の技術機能は、栄養剤及び香料の2種類を含む28種類に拡張され、専用に章立てられている。食品業界は、実施されている多くの説明会を通じて情報提供を受けており、本草案が業界のニーズを満たすものか否かを確認することが奨励されている。ニーズを満たすものでなければ、食品業界は既定の手順により申請をおこなうことが可能である。</p>	<p>食品添加物の規格、範囲、適用及び使用基準に関する基準 (Standards for Specification, Scope, Application and Limitation of Food Additives) (最終改正:衛生福利部:MOHW)2019年11月7日付け告示</p> <p>食品添加物許可證資料查詢(Regulation for Registration of Food Additives (New Application) Updated 2018-12-17)</p>
既存添加物リスト	台湾には該当するリストは存在していない	
天然香料基原物質リスト		

<p>一般に食品として食用又は飲用に供され、食品添加物としても使用される物質のリスト</p>		
<p>ネガティブリスト</p>		
<p>食品添加物の規格、重量及びサイズ、汚染物質、分析及びサンプリング方法、食品添加物の製造基準</p>	<p>分析法を含む規格は、食品添加物使用範囲及び限量並びに規格標準(MOHW 食品 第 1071301483 号、2018 年 6 月 19 日付け告示)の付表 2 に記載されている。本規格は未完成である</p> <p>食品添加物の一般的なテスト方法は明記されておらず、中央の所轄官庁により規定される方法に従うことができる;いずれかの規定の方法がない場合、国際的に認識されている方法を使用できる。</p> <p>製造規格は、特に指定されていないが、交差汚染(クロス・コンタミネーション)の防止を目的として製造現場は独立させて配置する必要がある。食品衛生及び安全性を担保するよう自己管理を実施すること、食品の適切な衛生の実施に関する規則を満たすことなど食品産業の一般的な要件に従うべきである。更に、食品産業において追跡可能なシステムを構築することが必要である。</p>	<p>分析方法: 食品安全衛生管理法 第 38 条</p> <p>製造: 食品安全衛生管理法 第 3 章第 7 条~10 条</p> <p>食品良好衛生規範準則 第 7 章</p> <p>追跡可能なシステム (Regulations Governing Traceability of Foods and Relevant Products)</p>
<p>食品添加物に関する公式刊行物及び公報</p>	<p>台湾には該当する刊行物は存在していない</p>	